２　前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、内閣総理大臣が指名する。

３　分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

４　分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

５　分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

６　会議は、その定めるところにより、分科会の議決をもって会議の議決とすることができる。

（部会）

第五条　会議及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、議長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。

３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

６　会議（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

（議事）

第六条　会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

２　会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

（会議の運営）

第七条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（分科会の特例）

２　会議に、第四条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、当分の間、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、当該分科会の所掌事務は、会議の所掌事務のうち、同表の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同項の表医療及び公衆衛生分科会の項中「こと」とあるのは「こと（新型コロナウイルス感染症対策分科会の所掌に属するものを除く。）」と、同表社会経済活動分科会の項中「の所掌」とあるのは「及び新型コロナウイルス感染症対策分科会の所掌」と、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは「前項の表の上欄及び附則第二項の表の上欄」とする。

名　称	所掌事務
新型コロナウイルス感染症対策分科会	新型インフルエンザ等対策のうち新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に係るものに関する事項を調査審議すること。（基本的対処方針分科会の所掌に属するものを除く。）

（特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

３　特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国際博覧会推進本部」の下に「、新型インフルエンザ等対策推進会議」を加える。

内閣総理大臣　菅　　義偉

条約

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

条約第一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書

日本国及びアメリカ合衆国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の多年にわたる友好関係及び協力を認識し、

両締約国間の堅固な安全保障関係及び防衛関係の重要性を再確認し、

二千十六年一月二十二日に東京で署名され、同年四月一日に効力を生じた日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「特別協定」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

１　特別協定第一条及び第二条中「二千二十年」を「二千二十一年」に改める。

２　特別協定第七条中「二千二十一年三月三十一日」を「二千二十二年三月三十一日」に改める。

３　この議定書は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。この３の中段の規定にかかわらず、この議定書が二千二十一年三月三十一日後に効力を生ずる場合には、両締約国は、この議定書が二千二十一年三月三十一日に効力を生じたものとしてこの議定書を適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十一年二月二十四日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
　茂木敏充
アメリカ合衆国のために
　ジョセフ・Ｍ・ヤング

外務大臣　茂木　敏充
防衛大臣　岸　信夫
内閣総理大臣　菅　義偉